

公共施設マネジメントに関する 市区町村アンケート調査報告

柳 至*

目 次

1. はじめに
2. 調査の概要
3. 集計結果
4. おわりに

1. はじめに

本稿では、2024年8月から11月にかけて実施した公共施設マネジメントに関する市区町村アンケート調査（以下、市区町村調査と記載）の結果を報告する。本調査は、日本学術振興会科学研究費補助研究である「公共施設統廃合と過程の公正さに関する研究」（研究課題番号：23K01246）の一環として実施した。以下、調査概要を紹介した後に、質問項目とその集計結果を記載する。

2. 調査の概要

2.1 調査の目的

財政難や人口減少を背景とし、公共施設等の老朽化対策として長期的な視点から公共施設等の更新・統廃合・長寿命化などを実現することが地方自治体に求められている。総務省は地方自治体に公共施設等総合管理計画や個別施設計画の策定・見直しを促しており、今後は実際に公共施設の再編を実行できるかが課題となっている。

* やなぎ・いたる 立命館大学法学部教授

「公共施設統廃合と過程の公正さに関する研究」では、「地方自治体がどのような取組を行った場合に公共施設の統廃合に住民が合意するか」という問いを、住民参加の取組に焦点をあてながら明らかにする。研究では、住民の認識に着目した検証を行っているが、地方自治体による公共施設の統廃合の検討・実施状況や、住民参加の取組の実施状況についても確認しておく必要がある。

そこで、市区町村調査では、市区町村における公共施設マネジメントの体制と公共施設の廃止、統合、民間移管、複合化、公民連携という見直しの検討状況と決定状況、住民参加の取組の実施状況と、その課題と工夫を尋ねるアンケート調査を行った。本調査における主な質問項目を示したものが表 1 である。

表 1 主な質問項目

項目	主な質問
体制	担当課室、職員数、コンサル利用の有無
個別施設見直し状況	廃止、統合、民間移管、複合化、公民連携の検討状況、決定状況
住民参加の取組状況	取組状況、成果物の取り扱い、取組後の結果周知
住民参加の課題・工夫	課題、工夫

2.2 調査の方法

市区町村調査では、2024年 8 月 5 日から11月19日にかけて郵送調査を行った。本調査では、福島県双葉町を除く全国の1740市区町村の公共施設マネジメント担当部署を対象として、アンケート用紙を郵送した¹⁾。調査の依頼状は 8 月に配布をし、9 月末に未回答の自治体に対して再依頼をした。調査票の回収は専用のウェブサイト上での回答を主として、メールや郵送での回答も可能とした。

2.3 回収状況

最終的な有効回収数は、816件であった。回収方法の内訳は、ウェブ712件、メール72件、郵送27件、FAX5件であった。自治体の類型別の回収状況は以下の通りで

1) 福島県双葉町では、2022年 8 月に特定復興再生拠点区域全域の避難指示が解除された。公共施設等総合管理計画の策定には長らく着手できておらず、2024年 3 月に策定したばかりであり、帰還困難区域に所在する公共施設も多い。そのため、個別施設に関する回答をすることが困難であると予想して対象としなかった。

ある。表2には、指定都市、特別区、中核市・施行時特例市、一般市、町、村の6区分に分けて、回答した自治体の割合を示している。

表2 有効回収率

	有効回収率	対象自治体数
指定都市	80.0	20
特別区	39.1	23
中核市・施行時特例市	58.8	85
一般市	54.7	687
町	40.8	742
村	33.9	183
全体	46.9	1740

なお、得られた回答を精査する中で、データを一部修正した。まず、同一自治体から複数回の提出があった場合には原則として最新の回答を正式な回答とし、前後が不明な場合にはどちらを正式な回答とすべきか担当部署に問い合わせた。また、回答内容に明らかな矛盾や疑義がある場合は問い合わせ、修正した内容を正式な回答内容とした。一部の内容について回答不可との連絡があった場合には、当該項目を欠損値とした。

3. 集計結果

・体制

問1.1 令和6年8月時点において、貴団体においてどの課室が公共施設マネジメントを担当されており、担当職員は何名かをお伺いします。公共施設マネジメントを主な所掌業務とされている課室が担当されている場合は「公共施設マネジメント課」に○を付けてください。公有財産の管理を主な所掌業務とされている課室が担当されている場合は「公有財産管理担当課」に○を付けてください。企画や財政を所管する課室が担当されている場合は「企画・財政課」に○を付けてください。それ以外の課室が担当されている場合は「その他」に○を付けて、課室名をご記入ください。

結果を示したものが図 1 である²⁾。全体としては、「総務・企画・財政課」が占める割合が48.8%で最も高く、次いで「公有財産管理担当課」が26.3%、「公共施設マネジメント課」が18.9%となる。「その他」を選択した地方自治体が多かったのは、建設系の課や各所管課といった回答であった。全体では、「公共施設マネジメント課」の割合が低かったが、自治体類型別にみると、大規模自治体では高い割合であった。後にみるように、指定都市、特別区、中核市・施行時特例市では、公共施設の統廃合等のマネジメントに係る業務が多く、公共施設マネジメントを主な所掌業務とする課室を設置して、これに対応していた。他方で、町や村では、「総務・企画・財政課」がその業務の一つとして、公共施設マネジメントを担当している傾向がみられた。これは人口規模によって庁内における課室の位置づけが異なることも影響しているものと考えられる。

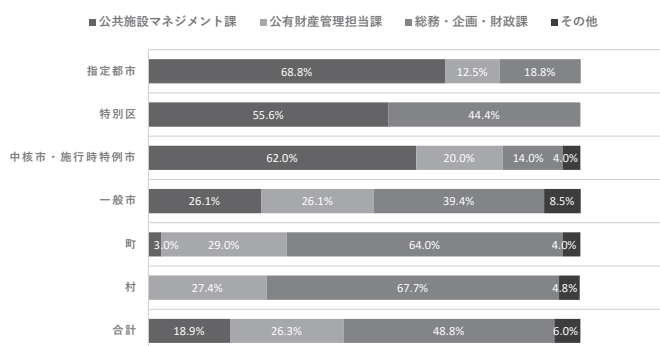


図 1 担 当 課

問1.2 上記の担当課室において「公共施設マネジメントの推進業務」を担当されている職員の人数を専任職員と兼任職員に分けてその数値をご記入ください。「公共施設

- 2) 「その他」の回答について、課室名と所管課のウェブサイトを参照した上で、その一部を分類し直した。具体的には、1つの課で公共施設マネジメントと公有財産管理を同程度担当している旨の記述があった場合は、「公共施設マネジメント課」に分類した。また、総務系および行財政改革系の課は企画・財政系に分類し、分類の表記を「総務・企画・財政課」とした。なお、担当課が総務課であっても「公有財産管理担当課」として回答している地方自治体もある。この場合は、当該自治体の回答通りに「公有財産管理担当課」の分類のままとした。

設マネジメントの推進業務」は、公共施設マネジメントや関係する計画や公民連携の総合調整とし、公有財産や土地開発公社に関する業務は含まないものとお考えください。また、専任職員は公共施設マネジメント業務が7割以上、兼任職員は7割未満としてお考えください。

担当の専任職員数と兼任職員数の平均値と、全職員数の記述統計量を示したものが表3である。全職員数は、専任職員数に、兼任職員数に0.35を乗じた数値を足した換算値である。全体では、専任職員数の平均値は1.9人、兼任職員数の平均値は2.7人、全職員数の平均値は2.8人であった。専任職員よりも兼任職員の方が多い傾向にあり、自らが担当する業務の一つとして公共施設マネジメントを担当している職員が多い。自治体類型別にみると、指定都市、中核市・施行時特例市といった大規模自治体で全職員数が多い傾向があった。ただし、これらの大規模自治体では平均値からの散らばり具合も大きい。公共施設マネジメント担当課が調整機能を担っている地方自治体もあれば、施設の管理を所管課に大きく委ねる地方自治体もある。公共施設マネジメント担当課が有する機能の大きさに応じて職員数にも違いがみられることが推測される。他方で、町や村といった小規模自治体では全職員数は少なく、散らばり具合も小さい。施設の管理は所管課が行っており、公共施設マネジメントの調整機能を担う部署が庁内に存在しない地方自治体もあった。

表3 担当職員数

	専任 職員数 平均値	兼任 職員数 平均値	全職員数				N
			最小値	最大値	平均値	標準偏差	
指定都市	6.8	2.3	2.4	18.4	7.6	5.30	16
特別区	3.3	1.7	1.1	8.0	3.9	2.35	9
中核市・施行時特例市	4.7	2.5	1.7	12.5	5.6	2.56	50
一般市	2.0	2.8	0.4	9.9	3.0	1.66	376
町	1.1	2.7	0.0	6.4	2.0	0.78	302
村	1.0	2.2	0.4	3.7	1.8	0.65	62
合計	1.9	2.7	0.0	18.4	2.8	1.93	815

注：全職員数は、専任職員数に、兼任職員数に0.35を乗じた数値を足したものの。

問2 貴団体において、平成26年4月から令和6年8月現在までの間に、公共施設

等総合管理計画の策定・見直し、個別施設計画の策定・見直し*、個別の施設の見直し*（本調査における個別の施設の見直しとは、廃止、統合、民間移管、複合化、公民連携を指します**）に際して、外部のコンサルや調査会社を活用されたことがある場合に、「活用あり」の欄に○を、活用がない場合には「活用なし」の欄に○を付けてください。複数の計画や施設の見直しがある場合には、一つでも活用されていれば○を付けてください。活用の有無が不明な場合には「わからない」に○を付けてください。各計画の策定・見直しや個別の施設の見直し自体がない場合には「該当なし」に○を付けてください。

* 本間における個別施設計画の策定・見直しと個別の施設の見直しの対象は、庁舎・支所・出張所、小・中学校、体育施設、公会堂・市民会館、公民館・集会所、幼稚園・保育所、児童館、高齢者福祉施設、障がい者福祉施設、図書館、博物館、公営住宅に関する個別施設計画や個別の見直しを指します。

** 本調査における廃止等の分類についてはそれぞれ以下のようにお考えください。

表 4 廃止等の定義

廃止	施設とその機能の終了
統合	複数の施設が有する同じ種類の機能の一つの施設への集約
民間移管	施設とその機能の民間事業者や自治会などの市民社会組織への移管
複合化	異なる種類の機能の一つの施設への集約
公民連携	PFI や指定管理者制度などの民間と連携した管理運営方法への見直し

該当期間に計画の策定・見直しや個別施設の見直しがあった地方自治体の中で、コンサルや調査会社の活用があった自治体の割合を示したものが表 5 である。全体として多くの地方自治体でコンサルを活用しており、とりわけ公共施設等総合管理計画の策定・見直しでは 75.2% の地方自治体が活用ありと回答した。個別施設計画の策定・見直しでも 62.9%、個別施設の見直しでは 40.5% の自治体が活用していた。自治体類型別にみると、国から策定や見直しを要請された公共施設等総合管理計画や個別施設計画では小規模自治体が活用している傾向があった。表 3 で示したように小規模自治体では人的リソースが不足しており、それを外部のコンサルにより補っ

ている。他方で、個別施設の見直しでは、指定都市で53.8%と比較的高い割合となるが、それ以外の自治体類型では大きな違いがみられない。

表 5 コンサル・調査会社の利用状況

	公共施設等 総合管理計画	個別施設計画	個別の施設
指定都市	60.0	42.9	53.8
特別区	66.7	50.0	42.9
中核市・施行時特例市	63.3	47.8	43.9
一般市	73.5	59.8	39.6
町	81.3	70.6	40.7
村	70.7	65.4	38.2
合計	75.2	62.9	40.5

・個別施設見直し状況

問 3 個別の施設の見直しの検討状況についてお伺いします。以下の各施設について、令和 3 年 4 月から令和 6 年 8 月現在までの間に、廃止、統合、民間移管、複合化、公民連携の検討をされた（選択肢として検討していることを対外的に公表している段階とお考えください）ことがあるかお答えください（令和 2 年度以前から検討を開始し、当該期間中に引き続き検討が行われたものも含みます）。当該種類の施設のうち一つでも検討されている施設があれば○を付けてください（複数選択可）。

各種の公共施設の廃止、統合、民間移管、複合化、公民連携の検討状況を示したものが表 6 である。検討割合が10%以上のものをみていくと、廃止を検討している施設としては、公営住宅（27.6%）、幼稚園・保育所（18.9%）、公民館・集会所（18.0%）、体育施設（14.6%）、高齢者福祉施設（13.5%）、小・中学校（13.3%）がある。統合を検討している施設としては、小・中学校（34.4%）、幼稚園・保育所（21.5%）、公民館・集会所（10.2%）がある。民間移管を検討している施設としては、幼稚園・保育所（12.4%）がある。複合化を検討している施設としては、公民館・集会所（18.5%）、庁舎・支所・出張所（14.9%）、図書館（12.1%）がある。公民連携については検討割合が10%を超える施設はなかった。

表 6 見直しの検討状況

	廃止	統合	民間移管	複合化	公民連携
庁舎・支所・出張所	8.3	8.1	0.7	14.9	3.9
小・中学校	13.3	34.4	1.4	8.0	3.0
体育施設	14.6	8.6	3.4	4.6	7.0
公会堂・市民会館	6.9	3.8	1.0	6.8	3.7
公民館・集会所	18.0	10.2	9.6	18.5	4.7
幼稚園・保育所	18.9	21.5	12.4	5.5	2.5
児童館	7.9	4.4	2.2	8.2	1.7
高齢者福祉施設	13.5	5.7	7.6	8.5	2.2
障がい者福祉施設	4.1	2.7	5.2	3.3	1.8
図書館	2.5	4.3	1.0	12.1	3.9
博物館	3.2	2.6	0.9	3.1	2.6
公営住宅	27.6	8.9	2.8	1.2	4.6

自治体類型ごとの各施設の統廃合の検討割合を示したものが表7である。各施設について廃止、統合、民間移管のいずれかを検討している場合に統廃合の検討ありとみなしている。全体として、統廃合の検討割合が10%未満であった施設は、公会堂・市民会館、障がい者福祉施設、図書館、博物館となる。これらの施設は地方自治体によっては一つしか存在しないという場合もあり、市区町村が各種施設をすべて自前で整備して運営していこうというフルセット主義をとる地方自治体が多い中で、統廃合が検討される割合が低くなったものと想定される。また、小規模な地方自治体においてはそもそも当該施設が存在しないということもあり得る。本調査は当該種類の施設について一つでも当てはまる施設があれば選択するように依頼しており、検討・決定割合の分母となる指標は施設数ではない。地方自治体に多数存在する種類の公共施設における検討・決定割合が高くなる傾向があることには留意されたい。

自治体類型別の傾向としては、指定都市や中核市・施行時特例市といった大規模自治体の方が町や村のような小規模自治体よりも統廃合を検討している割合が高い。小・中学校、幼稚園・保育所、児童館、高齢者福祉施設、図書館、公営住宅では、おおむね人口規模に比例して検討割合が高まる。ただし、人口規模は大きいものの、財政的に余裕がある特別区では統廃合の検討割合が低い。例えば、体育施設、公会堂・

市民会館、図書館、博物館といった施設の統廃合検討割合は0%である。また、指定都市よりも、中核市・施行時特例市や一般市の方が統廃合の検討割合が高い施設もある。例えば、庁舎・支所・出張所、公民館・集会所、障がい者福祉施設、博物館では、指定都市よりも中核市・施行時特例市における統廃合の検討割合が10ポイント以上高い。

表7 自治体類型ごとの統廃合の検討状況

	庁舎・支所 ・出張所	小・中学校	体育施設	公会堂 ・市民会館	公民館 ・集会所	幼稚園 ・保育所
指定都市	13.3	73.3	26.7	20.0	13.3	80.0
特別区	22.2	22.2	0.0	0.0	33.3	66.7
中核市・施行時特例市	28.0	50.0	28.0	22.0	42.0	64.0
一般市	18.4	45.1	28.8	12.5	35.5	47.7
町	10.2	29.5	13.6	5.3	19.9	20.5
村	3.2	17.7	3.2	3.2	3.2	11.3
合計	14.7	37.8	20.8	9.7	27.2	36.7

	児童館	高齢者 福祉施設	障がい者 福祉施設	図書館	博物館	公営住宅
指定都市	26.7	53.3	13.3	20.0	0.0	53.3
特別区	22.2	33.3	11.1	0.0	0.0	44.4
中核市・施行時特例市	22.0	38.0	28.0	14.0	12.0	50.0
一般市	14.1	28.3	9.9	5.9	7.7	38.7
町	8.3	9.6	6.0	4.3	3.0	22.8
村	4.8	4.8	4.8	3.2	1.6	9.7
合計	12.1	20.7	9.2	5.8	5.5	31.6

問4 個別の施設の見直しの決定状況についてお伺いします。以下の各施設について、令和3年4月から令和6年8月現在までの間に、廃止、統合、民間移管、複合化、公民連携が決定されたことがあるかお答えください。決定とは、見直しの実現に必要な条例が可決されるといった状況を指します（条例の議決が必要ではない場合は決定したことを対外的に公表している段階とお考えください）。当該種類の施設のうち一つでも決定されている施設があれば○を付けてください（複数選択可）。

各種の公共施設の廃止、統合、民間移管、複合化、公民連携の決定状況を示したものが表 8 である。おおむね表 6 に示した見直しの検討状況と同様の傾向がみられる。5 種類ある見直しのなかで、どの方針が最も決定されたかという観点から分類すると、廃止という選択肢の割合が最も高いのが、体育施設、公会堂・市民会館、公民館・集会所、幼稚園・保育所、高齢者福祉施設、博物館、公営住宅といった施設となる。統合の割合が最も高いのが小・中学校である。民間移管の割合がもっと高いのが障がい者福祉施設である。複合化の割合が最も高いのは庁舎・支所・出張所、児童館、図書館である。

表 8 見直しの決定状況

	廃止	統合	民間移管	複合化	公民連携
庁舎・支所・出張所	5.3	2.8	0.4	8.8	1.4
小・中学校	10.1	21.4	1.0	4.4	2.0
体育施設	9.5	2.0	1.0	1.7	3.9
公会堂・市民会館	3.6	1.4	0.6	2.2	1.5
公民館・集会所	12.8	3.2	5.3	10.3	2.8
幼稚園・保育所	16.0	14.0	11.4	2.7	1.8
児童館	4.3	1.6	0.6	4.7	1.1
高齢者福祉施設	8.2	1.4	3.3	4.1	1.6
障がい者福祉施設	2.2	0.9	2.6	1.2	1.4
図書館	0.9	1.0	0.0	5.4	2.7
博物館	1.8	0.7	0.0	0.5	1.5
公営住宅	19.8	4.2	0.9	0.2	2.7

自治体類型ごとの各施設の統廃合の決定割合を示したものが表 9 である。表 7 に示した検討状況と同様の傾向にあり、指定都市や中核市・施行時特例市といった大規模自治体の方が町や村のような小規模自治体よりも統廃合を決定している割合が高い。また、検討割合と同様に、特別区において決定割合が低い施設が存在していた。体育施設、公会堂・市民会館、障がい者福祉施設、図書館、博物館といった施設の統廃合決定割合は 0 % であり、小・中学校の割合も 11.1 % にとどまる。検討割合と同様に、庁舎・支所・出張所、公民館・集会所、障がい者福祉施設、博物館では、指定都市よりも中核市・施行時特例市における統廃合の決定割合が高い傾向に

あったが、割合の差は検討の場合ほど大きくない。これは、中核市・施行時特例市では検討の段階にあるも、決定にまでは至っていない施設が多いことを意味する。検討割合における傾向と異なる点としては、わずかな差ではあるが、公会堂・市民会館、児童館、障がい者福祉施設、図書館、博物館において、町よりも村で統廃合決定割合が高かった。なお、検討時期と決定時期にタイムラグがあり、当該時期に施設の見直しの検討はしていないが、決定はしたという自治体が存在する。そのため、項目によっては検討割合よりも決定割合の方が高い場合もあった。

表 9 類型ごとの統廃合の検討・決定状況

	庁舎・支所 ・出張所	小・中学校	体育施設	公会堂 ・市民会館	公民館 ・集会所	幼稚園 ・保育所
指定都市	13.3	80.0	13.3	20.0	6.7	73.3
特別区	22.2	11.1	0.0	0.0	22.2	44.4
中核市・施行時特例市	16.0	50.0	24.0	14.0	30.0	58.0
一般市	9.9	29.3	16.3	6.9	25.6	41.9
町	5.3	17.5	6.0	1.3	9.6	13.6
村	1.6	6.5	3.2	3.2	3.2	6.5
合計	8.1	25.2	11.7	5.2	17.8	30.3
	児童館	高齢者 福祉施設	障がい者 福祉施設	図書館	博物館	公営住宅
指定都市	20.0	53.3	13.3	13.3	6.7	46.7
特別区	22.2	33.3	0.0	0.0	0.0	33.3
中核市・施行時特例市	8.0	26.0	14.0	6.0	10.0	46.0
一般市	8.3	16.3	6.9	0.8	2.7	28.3
町	2.3	3.3	1.3	1.0	1.0	13.9
村	4.8	1.6	3.2	1.6	1.6	4.8
合計	6.2	11.8	5.0	1.5	2.5	22.6

・住民参加の取組状況

問 5 廃止、統合、民間移管の検討における住民参加の取組状況をお伺いします。問 3 で示した①から⑫のいずれかの施設の廃止・統合・民間移管の検討において、令和 3 年 4 月から令和 6 年 8 月現在までの間に、下記の住民参加の取組*を行ったことがある場合に「取組あり」に、取組を行っていないがこれから実施するように検討中の場合には「検討中」に、いずれの施設においても取組がない場合は「取組な

し」に○を付けてください。なお、問3において廃止・統合・民間移管自体を検討していない場合には「該当なし」に○を付けてください。複数の対象施設があり、「取組あり」と「検討中」双方が当てはまる場合は、両方に○を付けてください。

*本調査における住民参加の取組についてはそれぞれ以下のようにお考えください。

表10 住民参加の取組の定義

住民アンケート	住民の意見を把握するためのアンケート調査
懇談会・意見交換会	庁内で方針を立てる（具体案を対外的に公表している段階）前に、住民と意見交換を行う取組
住民説明会	庁内で方針を立てた後に、住民への説明や意見交換を行う取組
シンポジウム・フォーラム	講演やパネルディスカッションを通して住民理解を深める取組
審議会・委員会	有識者の委員を含めた会議において具体案の審議を行う取組
パブリック・コメント	具体案について住民からの意見を求める取組
ワークショップ	行政から住民への情報提供や住民同士の議論を行うことにより、住民意見の把握と反映を行う取組
市民会議	住民が主導権を持って議論を行うことにより、住民意見の把握と反映を行う取組
市民討議会	無作為抽出で選ばれた住民同士の議論を行うことにより、住民意見の把握と反映を行う取組
討論型世論調査	無作為抽出で選ばれた住民に対して複数回の世論調査を行い、情報提供や住民同士の議論により、意見の変遷があるかを把握する取組

統廃合の検討における住民参加の取組状況を示したものが表11である。本調査の対象とした何らかの施設において統廃合の検討が1つでもなされた地方自治体は813団体中563団体であり、この563団体が本質問項目の集計対象となる。表11には、住民参加の取組ごとに、取組の実施があったと回答したり、検討中であると回答したりした団体の割合を示している。参加の各取組において実施や検討のいずれもなかった場合は「なし」としている。実施割合が高かったものは、住民説明会（56.0%）、懇談会・意見交換会（36.9%）、住民アンケート（34.2%）、パブリック・コメント（29.9%）といった取組となる。いずれも住民に対して説明したり、意見を聴取したりする取組となる。他方で、住民同士の議論を行い、住民意見の把握と反映を行う取組の実施割合は低い傾向にある。討論型世論調査は0%、市民討議会は0.7%、市民会議は2.3%であった。ワークショップは比較的高く14.9%であるが、他の取組と

比較すると低い。なお、地方自治体の類型別にみても、明確な傾向は確認できなかったため、以降は自治体類型別の表を省略する。

表11 取組の実施割合

	取組あり	検討中	なし	N
住民アンケート	34.2	4.0	62.2	556
懇談会・意見交換会	36.9	4.1	59.2	556
住民説明会	56.0	6.5	39.5	557
シンポジウム・フォーラム	4.0	0.9	95.1	556
審議会・委員会（公募市民あり）	17.8	3.1	79.4	557
審議会・委員会（公募市民なし）	25.0	2.9	72.8	556
パブリック・コメント	29.9	6.5	64.4	556
ワークショップ	14.9	3.2	81.8	556
市民会議	2.3	1.4	96.2	556
市民討議会	0.7	1.3	98.0	556
討論型世論調査	0.0	0.9	99.1	556
その他	4.7	0.7	94.6	556

注：複数の対象施設があり、「取組あり」と「検討中」の両方が当てはまる場合もあるため、「取組あり」、「検討中」、「なし」の合計は100%とならない。

問6 問5において住民参加の「取組あり」とご回答いただいた場合に、その成果物の取り扱いと取組後の結果の周知についてお伺いします。問5において「取組あり」以外を選択した項目については「該当なし」に○を付けてください。

取組の成果を方針や計画に反映した箇所を公表した場合は「反映公表あり」に（ex. 審議会の答申を受けて計画内容をこのように変更したといった事を公表する）、方針や計画に反映した箇所を公表しなかった場合は「反映公表なし」に○を付けてください。反映した内容の大小は問いません。複数の取組があり両方が当てはまる場合は両方に○を付けてください。

取組が実施された後に、その取組の内容や結果について自治体の広報誌で掲載されたことがある場合は「広報誌」に、自治体のホームページに掲載されたことがある場合は「HP」に、その他の媒体で住民に周知したことがある場合は「その他」に、実施後の周知が全くない場合は「なし」に○を付けてください（複数選択可）。

取組の成果の反映状況を示したものが表12である。問5で「取組あり」を選択した地方自治体を対象として、各取組においてその成果を方針や計画に反映したことがある場合に「反映あり」としてその割合を集計している³⁾。「反映」した内容にも様々な内容があり得るし、反映したことを住民が把握できる状況ではない場合もある。調査では反映した内容の大小は問わないとし、反映した箇所を公表した場合に「反映あり」を選択し、そうでない場合に「反映なし」を選択するように依頼した。

多くの地方自治体でその取組の成果を反映したことがあることがわかる。事例数が少ない項目もあるため明確にはいえないが、審議会・委員会（公募市民あり、なし）、パブリック・コメントや市民討議会、ワークショップ、市民会議などで反映した割合が高い傾向がある。市民討議会、ワークショップ、市民会議は住民意見の把握と反映を行う取組であるため、高いのは自然であるが、審議会・委員会やパブリック・コメントといった取組でも何らかの形で成果を反映している傾向がみられる。

表12 取組の反映状況

	反映あり	N
住民アンケート	55.2	154
懇談会・意見交換会	49.0	145
住民説明会	39.0	223
シンポジウム・フォーラム	31.3	16
審議会・委員会（公募市民あり）	75.3	85
審議会・委員会（公募市民なし）	60.9	110
パブリック・コメント	73.0	141
ワークショップ	65.7	67
市民会議	55.6	9
市民討議会	75.0	4
討論型世論調査	—	0
その他	22.2	18

取組結果の周知状況を示したものが表13である。問5で「取組あり」を選択した地方自治体を対象として、各取組においてその取組の内容や結果の周知の有無と、周

3) 「反映あり」と「反映なし」のいずれも選択していない場合は欠損値とした。

知した場合はその媒体を尋ねている⁴⁾。表13には、周知なしの割合と、周知した際に用いたことがある媒体の割合も示している。媒体の選択肢としては、自治体の広報誌、自治体のホームページとその他の媒体である。

取組によって差がみられるものの、何らかの媒体を用いて取組の内容や結果を周知している傾向がみられる。媒体として用いられることが多いのは、地方自治体のホームページである。ホームページと比較すると、紙面に限りがある広報誌が用いられる割合は低くなる。

表13 取組の周知状況

	広報誌	HP	その他	周知なし	N
住民アンケート	18.3	64.7	20.3	19.6	153
懇談会・意見交換会	18.2	50.3	23.9	29.6	159
住民説明会	20.1	43.9	20.1	33.9	239
シンポジウム・フォーラム	31.6	73.7	31.6	15.8	19
審議会・委員会（公募市民あり）	16.5	80.0	12.9	11.8	85
審議会・委員会（公募市民なし）	19.0	68.1	10.3	18.1	116
パブリック・コメント	12.3	89.0	10.3	6.2	146
ワークショップ	24.3	84.3	14.3	8.6	70
市民会議	12.5	62.5	12.5	25.0	8
市民討議会	66.7	100.0	33.3	0.0	3
討論型世論調査	—	—	—	—	0
その他	18.2	59.1	27.3	31.8	22

注：周知媒体は複数選択が可能な項目である。

・住民参加の課題・工夫

問7 公共施設マネジメント全般における住民参加の取組に際して、以下の局面やその他の局面において課題と考えておられることがあればご記入ください（自由記述）。

4) いずれの項目も選択してない場合は欠損値とした。

取組への参加者や回答者の募集

取組への参加者や回答者の募集に際しての課題を分類した結果を表14に示している。本設問には、課題なしや取組なしとする回答や、本設問の趣旨に沿わない回答も含めて、170団体が何らかの回答を記入した。表14には、これらの適合しない回答を除いたものについて、課題の概念ごとに大分類と小分類に区分したものを示した。まず、大分類は課題の概念ごとに分類した。そして、小分類ではどのような点で課題があるかについて言及しているものについて、具体的な対象ごとに分類し、具体的な対象が記載されていないものについては「総論的」と分類した。1つの団体が複数の概念について回答している場合もある。概念の分類方法は以降も同様である。

表14 取組への参加者や回答者の募集に際しての課題

大分類	小分類	N
参加者数		35
参加者偏り	総論的	25
	年齢層	26
	利用者	16
	常連	10
	否定派	6
	意欲	5
	立場	4
	団体選出者	2
	行政指名	1
参加者抽出	方法	14
	手段	1
住民認識	関心不足	8
	知識不足	7
周知	情報が届かない	12
	デジタル化	1
	媒体による参加者違い	1
参加者範囲	総論的	1
	施設周辺	2
公平性確保		2
負担		1

まず、参加者数の少なさや回答割合が低いことを課題としてあげている地方自治体は多い。委員を募集しても応募がない、パブリック・コメントを募集しても回答がない、アンケートの回答率が低いといった記述があった。

参加があっても、参加者の属性に偏りがあることを課題とした地方自治体も多い。どの属性に偏りがあるかを述べている回答も多く、一番多いのが年齢層である。具体的には、若い（子育て）世代が少なく、高齢者世代が多いという偏りがある。参加者が施設の利用者や関係者、いつも取組に参加する常連、統廃合などの取組に否定的な住民、参加意欲が高い住民のみとなる傾向も述べられている。中立的な立場の住民も少ないという。また、団体に依頼して選出された委員の属性が高齢男性に偏る傾向や、行政が指名する委員の公平性について危惧する声もきかれた。

こうした参加者の偏りに関連して、参加者の抽出を課題とする声も多い。とりわけ、抽出方法が課題であり、いかにすればサイレントマジョリティの住民も含めた意見を抽出できるかが課題であるという声が多くあがった。住民アンケートの際の適切なサンプルサイズなどの技術的な疑問もあがっていた。

住民の認識を課題とする声もある。そもそも住民に公共施設マネジメントへの関心が不足しているという声がある。また、公共施設や地方自治体の財政状況に関する知識が不足しているという回答もみられた。

募集に際して周知に課題があるという声も多い。とりわけ募集に関する情報が住民に届かないという点を課題としてあげる声がある。募集の経路をデジタル化することの難しさや、募集の媒体により参加者の属性に違いが出てくることをあげる声もあった。

その他、取組の参加者の範囲を公共施設周辺の住民のみとするか、地方自治体全域を範囲とするかが課題であるという声や、公平性の確保、聴取対象者を広げると人的・財政的負担が増えることを課題としてあげる声があった。

取組の成果の方針や計画への反映

取組の成果の方針や計画への反映に際しての課題を分類した結果を表15に示している。本設問には、課題なしや取組なしとする回答や、本設問の趣旨に沿わない回答も含めて、122団体が何らかの回答を記入した。表15には、これらの適合しない回答を除いたものを記載している。

まず、意見を反映する際に、集まった住民の意見に偏りがあるのではという危惧が示された。こうした意見の代表性への危惧は前項でも示されていたものである。総論的な意見としては、集まった住民の意見を住民からの代表性がある意見とって

良いかという課題が示された。具体的な偏りとしては、施設利用者や関係者のみの意見となっているという点、サイレントマジョリティの意見が出ないという点、年齢層の偏り、施設が設置されている地域の住民が多くなる偏り、否定派が多くなるといった点が指摘された。

そして、集まった意見をいかに取捨選択し、集約すべきかという点に課題があるという声が多く聞かれた。総論的なものとしては、意見集約が難しい、取組の中での集約が難しい、議論の結果が総論賛成各論反対となりがちであること、取組で出た意見を既成事実としないという課題があるといった声があがった。個別的なものとしては、実現できない意見が出されることや、要望全てに応えられないという声が多い。例えば、財政状況、用途地域における制限や、民間事業者の動向を考えると、参加者の要望全てに応えられないので、取捨選択が難しいという。自治体方針との整合性が取れるかという課題もある。自治体の方針と反する場合にどのようにすればよいかという声や、行政の方針ありきで取組を実施している側面があるという声もあった。どのように意見を反映させるか明確な基準がないという危惧もある。方針や計画に意見をどのように反映させていくのか明確な基準がないので、意見の取捨選択が難しいという。その他にも、各論的な意見や視野の狭い意見が多いといった声、少数派の意見の取り扱いをどのようにすればよいかという懸念、取組の趣旨と異なる意見が出た場合の取り扱いという課題が示された。

地方自治体が有するリソースに関連した課題も示された。例えば、住民からの意見を反映した結果として施設整備費用が増額されるという点、計画実行時の若手人材の不足、コーディネーターの重要性といった声があがった。

庁内外のアクターの理解が課題であるという声も示された。住民の意見反映について、議会、外部委員会、そして、庁内からの理解が得られるかという点が課題になるという。

表15 取組の成果の方針や計画への反映に際しての課題

大分類	小分類	N
意見の偏り	総論的	6
	利用者	4
	サイレントマジョリティ	2
	年齢層	1
	地域	1
	否定派	1
意見の選択・集約	総論的	17
	実現できない	13
	自治体方針との整合性	11
	基準	7
	各論的意見	4
	少数派意見	4
	趣旨と異なる意見	3
リソース	費用	1
	若手人材	1
	コーディネーター	1
理解	議会	1
	外部委員会	1
	庁内	1
活用方法		2
専門性		1
機会		1
他計画		1
準備		1

その他、そもそも住民参加の取組の活用方法が決まっていないことが課題であるという声、専門性が高い事柄には住民の意見を反映させにくいという声、パブリック・コメントを行ってもその段階では住民の意見を反映させる実質的な機会がないという声、他の計画との整合性を取る必要があるという声、住民が活発に意見を出せるように行政側が複数案を提示するなど準備をしておくことの必要性が示された。

取組後の結果の周知

取組後の結果の周知に際しての課題を分類した結果を表16に示している。本設問には、課題なしや取組なしとする回答や、本設問の趣旨に沿わない回答も含めて、74団体が何らかの回答を記入した。表16には、これらの適合しない回答を除いたものを記載している。

表16 取組後の結果の周知に際しての課題

大分類	小分類	N
周知	情報が届かない	9
	HP 未利用者への周知	3
	関心のない人への周知	1
方法	総論的	5
	多重媒体	3
	施設による違い	1
内容	総論的	2
	わかりやすさ	5
	個人情報	2
	成果反映できない	1
反応	信頼性・透明性の確保	1
	成果反映できない	4
	住民理解	3
	効果測定	1
	活力不足	1
コスト	フィードバック	1
		1

まず、周知そのものについて課題があるとの声がある。住民に取組後の結果の情報を届けることが困難であるという声がある。例えば、広報誌は紙面が限られるため、HP による周知が多くなるが情報がいきわたらないという。そのため、HP 未利用者への周知が課題であるという声もあった。関心のない人への周知もまた課題である。

周知の方法に焦点を当てた声もあがった。そもそも周知の方法をどうすれば良いのかという総論的な声や、多重媒体による周知が必要となるという声、公共施設の

種類によって適切な方法が異なるという声があった。

周知する情報の内容についても懸念の声があがった。そもそもどのような内容とすればよいのかという声や、住民にとって分かりやすい内容とする必要があり、概要版の作成などが必要となる声があった。個人情報に関連して、意見をあげた個人が特定されないようにすることや、クローズにした方が自由な意見が出るのではという声もあった。その他に、成果反映まではできていないので内容をどうすればよいのかという声や、信頼性・透明性の確保が重要となるという声があった。

周知後の住民からの反応を危惧する声もあった。多かったのが、成果を反映できなかった場合の住民の受け止めや苦情対応を課題とする声である。住民や利害関係者の理解が得られるかを懸念する声もある。周知の効果が測りにくい、活力に欠けるという声、反応へのフィードバックが課題であるという声もあった。

その他、取組の影響がある世帯に全戸配布すると経費が大きくなるという点を危惧する声もあった。

その他

上述した3つの局面以外で、住民参加を進める上での課題があるかを尋ねたところ、比較的多くの声があがったテーマとして、①開催方法、②住民合意、③コストに関するものがあった。①がどのように住民参加の取組をすればよいのかという点である。とりわけ、どのタイミングでどの程度の回数で取組をすればよいのかという疑問の声があがった。②住民合意が難しいという声も多かった。公共施設マネジメントに際しては、総論賛成各論反対になる傾向があり、結論や住民からの理解を得ることが難しい。③住民参加には時間や労力がかかり、コストが高いという声もあがっていた。

問8 公共施設マネジメント全般における住民参加の取組に際して、以下の局面やその他の局面において工夫されていることがあればご記入ください（自由記述）。

取組への参加者や回答者の募集

取組への参加者や回答者の募集に際しての工夫を分類した結果を表17に示している。本設問には、工夫なしや取組なしとする回答や、本設問の趣旨に沿わない回答も含めて、107団体が何らかの回答を記入した。表17には、これらの適合しない回答を除いたものを問7で示された課題に対応する形で記載した。

表17 取組への参加者や回答者の募集に際しての工夫

大分類	小分類	工夫	N
参加者数		呼びかけ	17
		オンライン	4
		平日昼間以外	3
		複数段階	1
		内容簡素化	1
		市政モニター	1
参加者偏り	総論的	多様な住民対象	5
		若者対象	2
	年齢層	若者呼びかけ	1
		若者増加	1
		行政指名	2
	利用者	利用者以外	1
	立場	選定時配慮	1
	方法	無作為抽出	8
参加者抽出 住民認識		動画作成・公開	1
		広報誌	1
		周知	22
公平性確保	情報が届かない	多媒体	22
		自治会経由	3
		対象に応じた募集	1
		双方向	1
-		丁寧な説明	1
		取組実施	7

参加者数が少ないという課題に対しては、呼びかけという工夫が最も多かった。まちづくり団体、自治会、PTA、地域の要となっている人、過去参加者、職員の知人への協力依頼をするという地方自治体が存在している。取組をオンラインや平日昼間以外に行うことで、参加者数を増加させる工夫をしている地方自治体もある。例えば、オンラインの活用では、LINEなどで周知し LOGO フォームで提出できるようにする仕組みや、オンラインによる意見交換会の実施などがある。取組を夜間や休日に開催している地方自治体もある。その他、パブリック・コメント前に住民説明会による説明を行うことで多くのコメントを得られたという声、回答率向上のため

めに、アンケートの設問数が多くなりすぎないように内容を検討したという声、市政モニター制度を活用したという声があった。

参加者の属性に偏りがあるという課題に対しては、総論的なものとして、オープンハウスを実施するなど、多様な住民対象の取組を実施しているという地方自治体があった。若い世代が少ないという課題については、市内高校の郷土学習の一環として高校を会場として実施するなど若者対象の取組や、青年会議所やPTAへの推薦依頼、大学生との協力などの若者への呼びかけや、若者の移住促進や、地域リーダー候補育成の取組など若者そのものを増やすといった事を行っている地方自治体が存在する。その他、行政から委員を指名するのではなく、公募をするというやり方をしたり、参加者が施設利用者に偏らない取組をしたり、委員の選定時に分野が偏らないように配慮するといったことがなされている。

参加者の抽出方法としては、無作為抽出法を活用している地方自治体がある。例えば、無作為抽出により18歳以上の市内在住者3000人に対してアンケート調査を実施した地方自治体が存在する。この際に、できるだけ多くの回答を得るために、郵送またはインターネットによる回答方法を用いていた。また、そのアンケート内で市民ワークショップに関心があるかを調査し、関心があると回答した市民を対象にワークショップへの参加を依頼したという。

住民の知識不足に対応した工夫としては、説明動画を作成し、Youtubeで公開している地方自治体が存在する。また、公共施設の現状や取り組みの必要性について市政だよりで周知した地方自治体もある。

募集の周知に関して、多媒体で周知を行ったという地方自治体が多かった。例えば、市報、HP、LINE、X、周辺住宅への案内チラシのポスティング、大学連携協議会（市と市内の大学で構成された協議会）を通した大学等への周知、健康センターで行っている乳幼児健診でのチラシ配布、周辺公共施設へのチラシ設置などを行っているという地方自治体がある。自治会経由で周知している地方自治体もある。自治会に説明を行い、そこから各地域へフィードバックすることで、効率化を図っているという。募集する対象に応じて募集方法を変更している地方自治体もある。

この他、公平性の確保に関して、ワークショップやタウンミーティング形式の導入など双方向の取組をしたり、丁寧な説明を心掛けていたりするという地方自治体がある。住民説明会、住民アンケートなどの取組を行っていること自体を工夫として回答した地方自治体もあった。

取組の成果の方針や計画への反映

取組の成果の方針や計画への反映に際しての工夫を分類した結果を表18に示している。本設問には、工夫なしや取組なしとする回答や、本設問の趣旨に沿わない回答も含めて、66団体が何らかの回答を記入した。表18には、これらの適合しない回答を除いたもの問7で示された課題に対応する形で記載した。成果の反映に関しては、工夫を提示することが難しかったようで、具体策の記載はほとんどなかった。

表18 取組の成果の方針や計画への反映に際しての工夫

大分類	小分類	工夫	N
意見の偏り	利用者	利用者以外	1
	サイレントマジョリティ	意見考慮	1
意見の選択・集約	実現できない	制約条件の明示	1
	少数派意見	理由提示、意見考慮	2
機会		複数回の機会	3
－		反映実施	9

意見の偏りに関しては、施設利用者に偏らないように意見を反映しているという地方自治体や、サイレントマジョリティの意見を考慮して反映しているという地方自治体がある。

意見の選択・集約に関して、実現困難な意見が住民から出てくるという課題に対応して、意見を募る際に制約条件を明示しているという地方自治体がある。少数意見の取り扱いについては、少数意見もくみ取るようにしているという地方自治体や、少数意見を反映しなかった場合に理由を記述するようにしているという地方自治体がある。

意見を反映させる機会がないという点については、方針を立てる前も含めて複数回の機会を設けるようにしているという地方自治体がある。例えば、パブリック・コメントにおいても、意見を取り入れる段階をいくつか設けているという地方自治体がある。「検討を進める→方針を固める→議会へ報告→市民からの要望・意見を伺う」を繰り返し行い、意見や要望についてはその目的が達成できる方法を検討し、都度進捗を示しているという地方自治体もある。

この他、意見を反映したもしくは反映に努めていること自体を工夫として回答した地方自治体も存在する。

取組後の結果の周知

取組後の結果の周知に際しての工夫を分類した結果を表19に示している。本設問には、工夫なしや取組なしとする回答や、本設問の趣旨に沿わない回答も含めて、65団体が何らかの回答を記入した。表19には、これらの適合しない回答を除いたものを問7で示された課題に対応する形で記載した。回答としては、用いている周知の媒体を記載した地方自治体が多かった。

周知の方法に関して、活用している媒体について回答した地方自治体が多かった。多媒体を活用している地方自治体も存在している。例えば、ある地方自治体では、説明会などで公表した資料をHPで公表したり、説明会の様子を動画にしたりしてYouTubeで公開している。また、市民参加の開催報告や、寄せられた意見やアンケート結果などは、公共施設マネジメントニュースとしてとりまとめ、HPで公表し、周辺公共施設にて市民向けに配布しているという。HPや広報誌を活用している地方自治体は多い。広報誌上において、特集記事を毎年掲載しているという地方自治体もある。SNSでは、公式Xなどで結果がHPにて公開されていることを投稿している地方自治体がある。ニュースレターについては、市の広報誌配布時に、ニュースレターを同時配布している地方自治体もある。この他、説明会、座談会・懇談会を開催して結果を周知したり、回覧板、地元紙、行政放送を用いた周知を行っていたりする地方自治体がある。近隣住民や施設利用者に対して個別通知をしている地方自治体も存在していた。議会の全員協議会で周知したり、公共施設等総合管理計画の中で周知したりしたという地方自治体もある。

周知の内容面に関して、住民が理解しやすい資料を別途作成して周知したという地方自治体もある。

表19 取組後の結果の周知に際しての工夫

大分類	小分類	工夫	N
方法		多媒体	5
		HP	10
		広報誌	5
		SNS	3
		ニュースレター	3
		説明会	3
		座談会・懇談会	2
		回覧板	2
		地元紙	1
		行政放送	1
		個別通知	1
		議会	1
		総合管理計画	1
		媒体名なし	1
内容	わかりやすさ	資料作成	2

その他

上述した3つの局面以外で、住民参加を進める上での工夫があるかを尋ねたところ、①参加しやすさ、②取組内容、③記録に関して、回答が得られた。

①参加しやすさに関して、パブリック・コメントのように氏名・年代・居住地域等を明かした上での意見提出は、市民にとって敷居が高いため、専用のアンケートフォームを活用し、気軽に意見を出せる環境を作った地方自治体がある。また、複合化を想定している施設の住民参加の取組において、施設の機能・サービスを考えるという投げかけの場合、施設ありきで検討してしまう懸念があるため、その地区において参加者は何をしたいか・どうありたいかといった視点で考えてもらう形で対話を実施している地方自治体もある。

②取組内容に関して、他市における市民ワークショップなどの先進自治体支援を行っている有識者にファシリテーターを依頼したことによりスムーズに開催できた地方自治体が存在する。また、出前講座にて公共建築課職員が講師となり、市民にわかりやすく、公共施設マネジメントについて説明する講座を開催している地方自治体もある。

- ③ 記録を十分に残すことを心掛けている地方自治体もある。

4. おわりに

今後は、市区町村調査の結果も踏まえて、「地方自治体がどのような取組を行った場合に公共施設の統廃合に住民が合意するか」という問いの検証結果をまとめていく予定である。お忙しいところ、本調査にご協力いただいた地方自治体の担当者の皆様に深く感謝申し上げる。

【付記】 本研究に関して開示すべき利益相反事項はない。